## 令和4年第2回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回(6月16日)の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

## 重点調査項目2 インクルーシブ教育の推進について インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備について

	意見概要		提言の方向性
1	インクルーシブ教育の推進に向けては、スタッフ配置等の環境整備が重要であるほか、理念を掲げて取組を進めていくことで、地域住民等の協力を得ていく必要がある。(井上委員)		【環境整備に向けた方針等の共有】 インクルーシブ教育の推進に向けては、スタッフ配置等の環境整備が重要である。長期的な視点を踏まえた区の方針や理念を掲げることで、地域住民等の協力を得る必要がある。また、児童・生徒及び保護者に対しては、障がいや障がいがある子どもへの理解が深まる場を設けるなど、インクルーシブ教育の理解促進に向けた取組を検討すべきである。
2	インクルーシブ教育については、事業推進に反対の方もいるため、長期的な視点を踏まえた区の 方針を発信していくべき。(間中委員)	1	
3	インクルーシブ教育の推進に向けては、教員や保護者だけではなく、子どもたち自身がインクル ーシブ教育の意義や考え方について理解できるような取組を進めていくべき。(佐々木委員)		
4	インクルーシブ教育の推進に向けては、障がいのない子どもとその保護者が、障がいのある子ど もや障がいについて理解してもらえるような場を設ける必要がある。(しば委員)		
5	インクルーシブ教育の推進に向けては、障がい別の配慮事項や場面別の留意事項等を盛り込ん だガイドラインを作成し、可能な限り障がいの有無に関係なく共に教育を受けられる環境を整 備すべき。(井上委員)	2	【環境整備に向けたガイドラインの作成】 インクルーシブ教育の推進に向けては、可能な限り障がいの有無を問わず教育を受けられる環境の整備が求められる。学校生活における様々な場面で、特別支援学級と通常級の児童・生徒が一緒に活動する機会を拡充するとともに、障がい別の配慮事項等を踏まえたガイドラインを作成すべきである。
6	インクルーシブ教育の推進に向けては、ハード面を含めた学校生活における様々な場面で、特別 支援学級と通常級の児童が一緒に活動できる環境の整備が必要である。(井上委員)		
7	就学相談については、未就学の子どもに対する相談も可能であることなど、制度の詳細を含めた 周知に取り組むべき。(荒川委員)	3	【就学相談の周知及び相談体制の強化】 就学相談については、制度自体の広報に加え、制度の詳細についても広く周知を図る ほか、相談員のスキルアップや障がい当事者家族の経験を参考とするなど、相談体制の 強化が必要である。また、就学相談会の実施場所については、子どもたちの普段の様子 が分かる場所で行うべきである。
8	就学相談については、制度の広報に加えて、内容についても広く周知を行っていく必要がある。 (渡辺委員)		
9	就学相談については、就学相談会の審議結果に対して、保護者が納得と共感を得られるような相 談員のスキルアップが求められる。(いしだ委員)		
10	就学相談については、障がいがある子どもを持つ保護者の経験等も参考に相談を実施すべき。 (しば委員)		
11)	就学相談会の実施場所については、教育支援センターではなく、子どもたちが日常を過ごしている場所で行うべき。(石川委員)		

	意見概要		提言の方向性	
12	就学相談の結果と保護者の希望が異なる場合は、その要因をきちんと分析するとともに、相談結果と異なるクラスに進級した場合の合理的配慮を適切に講じるべき。(石川委員)		【就学相談の分析及び合理的配慮の徹底】 就学相談については、相談の結果と保護者の希望が異なるケースがあるが、その要因 については適切な分析が求められる。また、支援が必要な児童・生徒が通常級に進級し た場合は、合理的配慮を徹底するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことがで きる指導方法を構築すべきである。	
13	支援の必要な児童が通常級を選択した場合は、それぞれの児童にとって最適な学びとなるため の合理的配慮を徹底すべき。(井上委員)	4		
14	インクルーシブ教育の推進に向けては、ICT等を活用した個別最適な学びが注目されている ことを踏まえ、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる教育について検討すべき。(小野 田委員)			
15	教員の専門性向上に向けては、特別支援教育に携わる教員だけではなく、通常級の教職員に対しても、特別支援教育の指導力が向上するよう取り組んでいく必要がある。(さかまき委員)	5	【教員の専門性及びモチベーションの向上に向けた取組】 教員の専門性向上に向けては、特別支援教育に携わる教員だけではなく、全教員の指導力向上を図る必要がある。指導方法の事例を蓄積し、教員に対して還元していくとともに、保護者に対しても可能な範囲での情報共有が求められる。また、特別支援教育に係る資格取得等の促進に加えて、インクルーシブ教育の先進事例を紹介するなど、教員のモチベーションアップにつながる取組を実施すべきである。	
16	教員の専門性向上に向けては、全ての教職員が特別支援教育の指導力を向上させていく必要が ある。(石川委員)			
17	教員の専門性向上に向けては、指導方法の事例を蓄積し、還元していくことが重要となるが、教員だけではなく保護者に対しても可能な範囲で事例を共有していくことが肝要である。(中村委員)			
18	教員の専門性向上に向けては、特別支援教育に係る資格取得等の促進に加え、インクルーシブ教育の先進事例を紹介するなど、教員のモチベーションアップにつながる取組を実施すべき。(井上委員)			
19	特別支援学級に通う児童及びその保護者については、通学等の原則が現実にそぐわないものも あるため、親の負担を極力下げられるように見直しを図るべき。(間中委員)		【特別支援学級の運用見直し及び設置種別の拡大】 特別支援学級には、通学の原則など通常級の児童・生徒と同様のルールでは現実にそぐわないものもあるため、保護者の負担軽減を見据えた運用の見直しを図る必要がある。また、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)については、保護者のニーズを踏まえ、先進自治体の状況や相談内容等のデータを活用した上で設置を検討すべきである。	
20	情緒障がいの固定級設置については、保護者のニーズを的確に捉えた上で東京都教育委員会と 連携し、前向きに検討を行うべき。(いしだ委員)			
21)	特別支援学級については、どのような障がいがあったとしても区の公的責任で子どもたちを受け止める必要があるため、情緒障がいの固定級についても設置を検討すべき。(石川委員)	6		
22	情緒障がいの固定級については、先進事例を研究するとともに、可能な部分から検討を進めてい く必要がある。(中村委員)			
23)	情緒障がいの固定級設置に向けては、先進自治体の状況や相談内容等のデータを活用した上で 検討を進めていく必要がある。(渡辺委員)			
24)	特別支援学級については、知的障がいだけではなく、情緒障がいの固定級についても検討すべき。(さかまき委員)			